平成２５年（フ）第１７６４号
千葉県八千代市大和田474―19―101
破産者　大森　敏子
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８１０号
東京都大田区大森南３丁目24番１号
破産者　有限会社プロワーク
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８１１号
東京都大田区南馬込３丁目13―６
破産者　宮内　英次
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８３４号
東京都港区白金台２丁目27番６―102号、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区西葛西３丁目13番２―303号
破産者　有限会社ＬＡＫｉＡ
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８３５号
東京都港区白金台２丁目27―６―102
破産者　荒木　一記
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８５０号
東京都練馬区大泉学園町７―15―16　ハナブサ第一ビル１階Ｃ、商業登記簿上の本店所在地東京都東久留米市下里４丁目１番41―201
破産者　株式会社ウエスト
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８５１号
東京都東久留米市下里４丁目１―41―201
破産者　長谷川　勉
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８８４号
東京都大田区萩中１丁目１―13―204
破産者　緑川　清一
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８８５号
東京都大田区萩中１丁目１―13―204
破産者　緑川てる子
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１８９９号
東京都千代田区神田神保町２丁目４番地　水戸興産ビル７階
破産者　株式会社プレステージジャパン
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９２３号
東京都江戸川区篠崎町２丁目409番地３
破産者　有限会社四季
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９５４号
埼玉県川口市末広１丁目25番６号
破産者　有限会社三愛印刷
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９６９号
埼玉県川口市江戸１丁目15番７号
破産者　有限会社キムラ金型製作所
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９７０号
東京都西東京市下保谷４丁目３―６
破産者　木村　能也
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２００５号
埼玉県所沢市中富751―11、商業登記簿上の本店所在地埼玉県所沢市けやき台２丁目30番地の２
破産者　株式会社ロートピア吉田
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２００６号
埼玉県狭山市大字北入曽435―８
破産者　島崎　一美
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３８２号
千葉県印西市木刈４丁目25―１
破産者　小磯　宗則
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４９１号
東京都江戸川区瑞江２丁目22―５―505
破産者　高田　輝樹
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２４９２号
東京都江戸川区瑞江２丁目22―５―505
破産者　坂戸　直子
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５３２号
神奈川県横浜市栄区桂台南２丁目40―15
破産者　金子　智恵（旧姓山内）
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２５５６号
東京都墨田区横川５丁目９―２―702
破産者　佐々木俊三
1　決定年月日　平成25年５月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部